児童クラブ利用世帯の本音

放課後児童クラブ利用者アンケート調査

町では、今年2月に町内の4カ所の児童クラブ利用世帯と、利用児童にアンケート調査を行いました。アンケートは、保護者には施設環境と、運営体制や行事など13項目の質問をし、対象世帯118世帯のうち85世帯の回答があり、回答率は72％でした。

児童へのアンケートは3項目で、対象児童134人中112人より回答があり、回答率は84％でした。回答結果（抜粋）は次のとおりです。

なお、クラブごとの集計と要望などの回答は、回答いただいた世帯にお知らせしています。

お子さんの学年（複数回答あり）

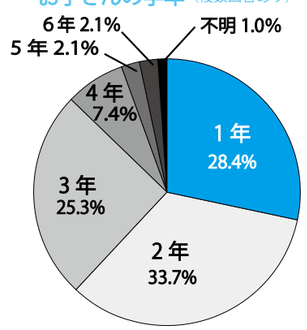

手洗い場やトイレなどの衛生管理

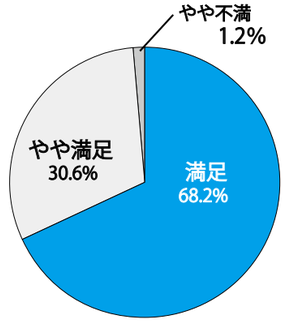

子どもが楽しめる環境づくり

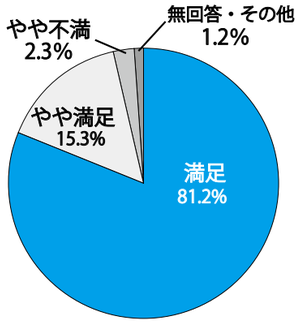

行事（お楽しみ会など）実施内容

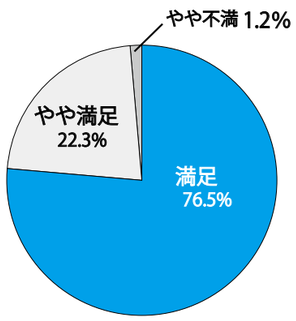

保護者と指導員の信頼関係

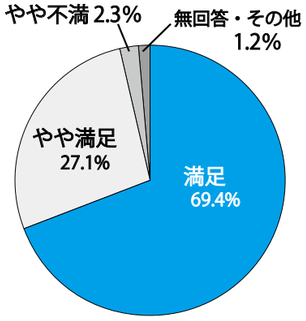

子どもの発達・生活状況の報告

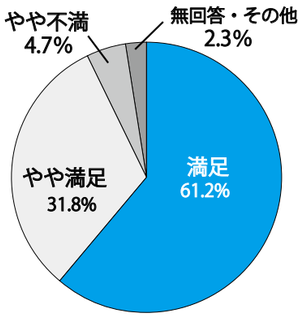

侵入者・不審者などへの対策

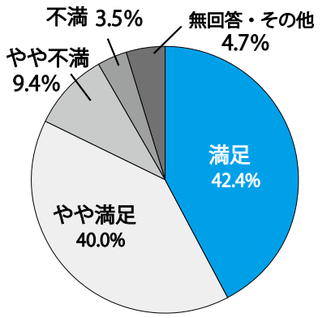

ケガや病気などへの対応

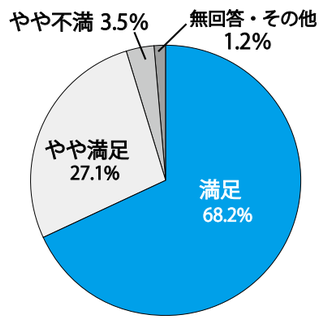

発達内容や個性特性に応じた指導

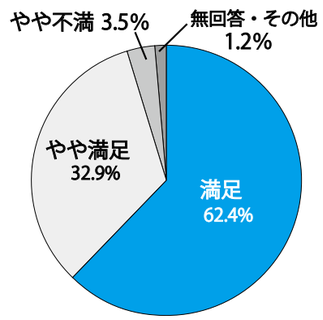

【問い合わせ】
町福祉課福祉・子育てグループ
☎㉝2222

利用保護者の満足度はどの項目も「満足」「やや満足」の回答が高く、特に子どもが楽しめる環境づくりや行事の実施内容は70％以上の満足度、衛生管理や指導員との信頼関係は70％に近い満足度となっています。

一方で侵入者や不審者などの対策では、不満に思う割合が高く、今後の課題となっています。

また、駐車場が狭いなどの不満のご意見がありましたが、改善が難しい状況です。

その他、指導面の要望などは、各児童クラブで検討し、改善できる項目は改善していきたいと思います。

児童に聞きました

あなたは児童クラブに来ることが好きですか

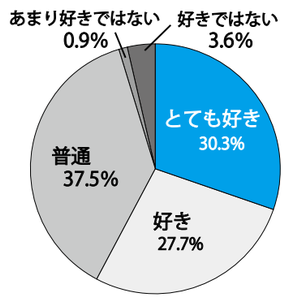

児童アンケート 学年

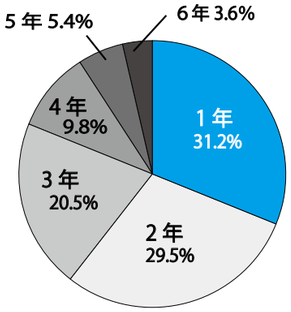

利用児童の回答では、3年生以下の利用が81％を占め、児童クラブに来るのが「とても好き」と「好き」を合わせると58％となりました。理由としては、家庭で体験できない遊具や、ボール遊びなどが楽しいという意見が多数でした。また、「好きではない」「あまり好きではない」も4.5％いることがわかり、年齢や特性に応じた指導にあたっていく必要を確認したところです。

※今後も児童クラブに対するご意見がありましたら、町福祉課福祉・子育てグループまでお寄せください。

空き家の所有者を支援します！

【問い合わせ】町若者定住推進課 ☎73-7521

栗山町空き家利活用促進事業

◆対象者（次の全てに該当する方）

①町内で空き家を所有している方

②所有する空き家を売買、賃貸など利活用される方（ただし、斡旋および仲介などを目的とした事業者は除く）

※本人や三親等以内の親族による利用を目的とする場合も対象になりません。

③所有する空き家が町の空き家バンクに登録済みか登録予定である方

④町税等の滞納がない方

⑤暴力団員でない方

◆支援内容

空き家リフォーム助成

建設業法の規定による建設業の許可を受けている町内事業者が施工するリフォーム工事で、対象工事費が20万円以上（消費税を除く）の工事

◆助成金額

対象工事費の2分の1以内（上限額20万円）

※併用住宅の場合、居住部分の床面積を住宅全体の床面積で除して得た割合に工事費を乗じた額です。

※他の補助金などを受けた場合、当該補助金などに係る工事費を除外した額です。

※同一家屋のリフォームは、2回以上助成できません。

空き家内家財等処分助成

空き家内の家財などを処分をする方で

①町内事業者で一般廃棄物収集運搬許可業者が実施するもの

②処分に要した費用の総額が10万円以上（消費税を除く）であること

③運搬作業などがもっぱら処分に要するもの

※引越しなどの運搬は助成対象になりません。

◆助成金額

対象経費の2分の1以内（上限額10万円）

募集 まちづくり審議会・委員会

町では、町民参加の機会を広げるため、各種審議会・委員会などの公募を推進しています。

▶政策評価委員会

【申込期間】6月1日㈯～20日㈭必着

【応募資格】3機関以上の町の審議会・委員会などの委員は応募不可

【応募方法】・専用の申込書に必要事項を記入し、下記申込先まで提出
・申込書は下記申込先で配布するほか、町ホームページからもダウンロード可能

【決定方法】申込書による書類選考および面談　＊申込書は返却しません。

【協議内容】評価対象事業の選定（3事業程度）と学習、総合判定・改善点の検討など

【公募人数】3人（総委員数5人）

【応募資格】町内に在住、在勤、または在学されている満18歳以上の方

【任　　期】委嘱のあった日から令和3年3月31日まで（2年）

【会議など】・7月～2月の間、平日の夜間（120分程度）月1回・年8回程度を予定
・会議1回出席につき4,000円の謝礼
・会議は原則公開

【申込先・問い合わせ】町経営企画課地域政策グループ　☎73-7502　FAX72-3179
Eメール tiikiseisaku-g@town.kuriyama.hokkaido.jp

妊娠・出産時にもらえるお金

赤ちゃんの誕生で家族が増えることは大変おめでたいことです。新たな費用もかかりますが、妊娠後、出産まで時間はたっぷりありますから、その間に出産・子育て費用についてしっかりと計画を立てましょう。

出産は病気ではありませんので通常分娩の場合、病院に払う費用は健康保険の適用外となり全額自己負担です。その額は北海道の平均で約44万円（公益社団法人国民健康保険中央会　平成28年度）と高額です。

ただし、社会保険や自治体からいろいろな給付があります。健康保険からは出産したら「出産育児一時金」をもらえます。子ども一人につき42万円なので、病院に払うおおまかな分を賄えます。

自治体からは妊婦健診料金が一部助成になる受診券が発行されます。また、栗山町では出産祝品（4種類から選択）の贈呈と、子育て応援券の支給（千円×60枚）があります。町内の提携事業所で育児用品などと交換できます。

会社員が産休を取り給料が出ないときは、健康保険から「出産手当金」が98日分（予定日に出産した場合）出ます。支給額は給料の約2／3です。

さらに育児休業中は、雇用保険から「育児休業給付金」が1年間出ます。最初の180日は給料の約2／3、その後の180日は給料の約1／2です。1年後にまだ保育園に入園できないなどのときはさらにもう1年、延長申請できます。

星　洋子（ほし　ようこ）
1級FP技能士、2級DCプランナー。一般企業で10年以上経理・総務業務に従事しながら、自身の家計の見直しのためにFPの資格を取得。ライフプランを提案する独立型FPとしてセミナー講師、相談業務などを中心に活躍中。

栗山町の妊婦・出産時の支援

妊婦健診費用の助成

◆対象者

医師の検査により妊娠が確認された方

◆概　要

妊婦健診費用の一部助成となる妊婦健診受診券を発行

※妊娠届出書の提出があった際に、母子手帳と併せて交付します。

子育て応援券の支給

◆対象者

栗山町に住民登録をされている方で、前年度の4月1日から3月31日までにお子様が生まれた家庭

◆概　要

町内の提携事業所で育児用品などと交換できる「子育て応援券」（千円×60枚）を支給

※申請は必要なく、毎年4月頃に該当者に支給のご案内をします。

栗山町母子手帳アプリ「ハグくり」by母子モ　配信開始

「ハグくり」は妊娠から出産、子育てまでを支援するスマートフォンアプリです。

アプリをスマホやパソコンに登録をすると・・・

①まちのお役立ち情報、子育てイベント情報などが届く！

②お子さまの健診記録や予防接種のスケジュール管理が簡単に！

③お子さまの成長記録や思い出を家族で共有できる！

他にも便利な機能があり、無料で利用できますのでぜひご活用ください。

※ダウンロードの際のアプリ名称は「母子モ」になりますが、情報登録時に自宅の郵便番号を登録すると「ハグくり」となります。

母子モ

QRコードからダウンロード